

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年2月10日（水）午後3時30分～午後4時00分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 農業委員12名、推進委員3名

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鷺山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7					

4. 欠席委員 上田委員、鬼頭推進委員（2名）

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議案第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議案第2号 農地法第5条規定による申請の件

議案第3号 農地法第18条第6項について通知の件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 その他

1) 事業計画変更について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

## 7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から2月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は12名出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。また、推進委員さんは3名出席いただいております。

(あいさつ)

議長 それでは、議事日程第1、議事録署名委員の指名についておはかり致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に1番、西川委員と2番、小川委員のお二人を指名します。また、議事日程、第2、会議書記の指名につきましては、事務局の東浦局長を指名しますのでよろしくお願い致します。

それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは議案書 1 ページをお願い致します。議第 1 号、農地法第 3 条第 1 項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権の移転の申請でございます。

番号 1 番、申請地、大字出□□□番 2 (畑) □□㎡、

譲受人、大字出、□□□□持分1/2、□□□□持分1/2、譲渡人、香芝市、□□□□、売買による所有権の移転で、譲受人の耕作地面積は、2 5 4 8 ㎡と下限面積はみたくております。申請理由は、一体利用するためでございます。

以上、第 1 号議案につきましては、1 件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第 3 条第 2 項の検討結果について説明させていただきます。まず、譲受人が権利取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、いずれも現在保有されている農地の管理状況、機械の保有状況、世帯員数、及び取得する農地も含めたすべての農地は適正に管理されており、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと判断致します。次に、譲受人が取得後も耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、申請書の内容及び本人からの聴取によりまして、農業上の総合的利用には、いずれも従来どおり支障がないものと考えます。

以上、農地法第 3 条第 2 項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第 1 号につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長

ご質問等がないようですので、採決致します。それでは、議第 1 号、農地法第 3 条第 1 項について申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第 1 号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議第 2 号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 2 号、農地法第 5 条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を所有権移転の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号 1 番、申請地、大字西坊城□□番 2 (田) □□□□㎡、

譲受人、樫原市、□□□□□□□□、

譲渡人、大字西坊城、□□□□持分1/3、□□□□持分1/3、□□□□持分1/3

売買による所有権移転で、一戸建専用住宅への転用申請でございます。場所は、調査順序表第 2 番目、西坊城春日神社の□隣りのところであります。申請に伴う書類等は具備致しております。以上、第 2 号議案につきましては、1 件の申請でございます。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長

それでは、農地部会の審議内容の報告をさせていただきます。

番号1の大字西坊城の□□□□□□□さんの申請です。現況は、休耕されています。周囲の状況は、北側は道路 東側は転用済農地 南側は宅地 西側は農地です。周囲に擁壁をもうけ、地上げし土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方や西坊城水利組合からも同意を得ています。排水は浄化槽をもうけ、雨水とともに北側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま

す。農地部会では妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告終わります。

議 長 　ただ今、農地部会長より報告いただきましたが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 　それでは説明させていただきます。

　1番、西坊城の農地区分は、近鉄浮孔駅より約1km内に位置し、宅地化割合が40%を超えるため、第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。

　次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手し完了まで約6ヶ月見込んでおりますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この第2号議案について何かご意見、ご質問などある方は挙手をお願い致します。

議 長 　他にご意見、ご質問などございませんか。

　ご質問等ないようですので、採決致します。第2号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、第2号議案は県へ送付することに決定致します。

　続いて、議案第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案書2ページです。議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。

　本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

　番号1番、申請地、大字出□□□番1（畑）□□□㎡、

　借受人、大字曾大根、□□□□、貸出人、大字出、□□ □、

　解約理由は、自作するためでございます。

　番号2番、申請地、大字藤森□番（田）□□□□㎡

　借受人、大字藤森、□□□□、貸出人、大字藤森、□□ □

　解約理由は、規模縮小のためでございます。

　以上、議第3号につきましては、2件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声有り）

議 長 　他に質問がないようですので、議第3号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。

それでは、続いて議第4号を議題と致します。中江委員さんの親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。（中江委員退席）

事務局より説明願います。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字野口、□□□□、利用権を設定する者、大字池田、□□□□、利用権を設定する農地、大字池田、□□□番（田）□□□□㎡、同じく大字池田 □□□番1（田）□□□□㎡、同じく大字池田 □□□番1（田）□□□□㎡、合計面積3615㎡です。利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、期間は令和3年3月1日から令和6年2月29日までの3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する者、大字根成柿、□□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□番5（田）□□□㎡、利用権の設定により水稻を作付けしての利用で、利用期間は、令和3年3月1日より令和9年2月28日までの6年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせて頂きましますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

議長 ご質問などが無いようですので、採決致します。それでは、議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第4号議案につきましては、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

それでは、中江委員さんの入室、着席をお願いします。

(中江委員 着席)

次に議第5号を議題と致します。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書3ページをお願いします。議第5号、その他の1番、農地転用事業計画変更申請承認について説明いたします。

番号1番、申請地、大字西坊城□□番1外5筆 全て(田) □□□□㎡、変更前

の事業計画に従った実施状況は、造成中でございます。

転用申請人、檀原市、□□□□□□□、前回申請と同様、一戸建専用住宅への転用でございます。議案第2号の5条申請地とあわせて開発されますので、住宅15戸から19戸になり、配置も計画変更されます。本件は令和2年3月6日の委員会でご審議いただき、令和2年6月24日に県の許可を受けた案件で、今回の5条申請地とあわせ、開発計画を見直され、事業計画変更の申請が必要となった案件でございます。場所は、現地調査順序表第1番目と同様でございます。

以上、第5号議案、その他1番につきましては、1件の農地転用事業計画変更申請でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長      ただ今、事務局から説明がありました。農地部会として、第5条申請の現地調査の報告と同様でございますので、本郷農地部会長からの報告は割愛させていただきます。この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。異議ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長      ご質問などがないようですので、異議ないものとして採決いたします。それでは、議案第5号、その他の1番の事業計画変更の申請について、賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)

議 長      全員賛成ですので、議案第5号、その他の1番については、県へ送付することに決定いたします。

議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。ないようでしたら、委員の皆様、大変ご苦労様でした。  
これで2月の定例委員会を終わります。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長                      弓 場 一 郎

署名委員                  西 川 達 也

署名委員                  小 川 隆 興

